

事業事前評価表(技術協力プロジェクト)

作成日:平成15年9月16日
 担当部・課:アジア第一部インドシナ課

- 案件名:法制度支援プロジェクト(フェーズII)
- 対象国:カンボジア
- 実施地域:プノンペン
- 実施予定期間:2004年4月9日～2007年4月8日(3年間)

1.プロジェクト要請の背景

(1)カンボジアにおいては、1991年の内戦終結以来、「法の支配」確立のための法制度および司法改革を国家の最重要課題と位置づけてきた。しかしながら、基本法などの法体系が十分整備されておらず、また、政府職員及び司法関係者の層および技術レベルが低く、自力で法令・制度の整備を行える状況に無かった。

(2)こうした状況の中、わが国は、カンボジア政府からの要請に基づき、民法・民事訴訟法案の起草作業や法律執行手続き、司法関係機関の整備を目的とした法制度整備プロジェクトを1999年3月から開始した。以来、同国の市場経済化に適合した法整備を図るべく、日・カ合同起草チームによる両法案起草作業の実施、法曹関係者の育成(わが国司法行政・裁判制度、弁護士制度などについての研修の実施を含む)を中心に協力を実施してきている。協力に当たっては、長・短期専門家の派遣、国別特設研修(年間16名程度)などの投入を行ってきた。本プロジェクトは、共同起草作業に遅れが生じたため、1年間協力期間を延長したが、2003年3月に最終草案が完成し、同法案を司法省に引き渡すことにより協力を終了した。

(3)以上のようなわが国の継続的な支援を更に拡充すべく、2003年度より、民法・民事訴訟法案の立法化支援及び両法案の付属法令整備を主眼とした、フェーズ2実施による協力の継続が先方より要請された。対象分野に関しては、民法・民事訴訟法案の立法化支援や、両法案の適用を促進する付属法令の整備を取り上げることで、先方政府と合意した。

2.相手国実施機関

プロジェクト実施機関 司法省(Ministry of Justice, MOJ)、立法化準備委員会

3.プロジェクトの概要および達成目標

(1)達成目標

1)プロジェクト終了時の達成目標(プロジェクト目標)

[目標]

民法・民事訴訟法の立法化を促進する為の諸条件が整備される。

[指標]

- カ国司法省立法準備委員会による法案審議における説明の実績。
- カ国司法・立法関係者の両法案の内容についての理解度の向上。

2)協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)

[目標]

民法分野における法令及び運用がカンボジア国民にとって有益で利用しやすいものとなる。

[指標]

- 民法・民事訴訟法の成立・施行。
- 国民の民事裁判制度に対する信頼性の向上。
- 民事裁判(申し立て数、既決裁)の増加。

(2)成果(アウトプット)と主な活動

ア 立法準備委員会委員に加え、立法化の各段階に關与する関係職員が、立法プロセスを適切に管理し促進するのに十分な知識及び能力を身につける。

上記委員会に対し、活動計画策定や作業進捗管理に対する助言・指導、法案説明資料の作成
 法案審議における質疑応答への助言・指導などの支援を行う。

イ カ国立法・司法関係者の、両法案の法技術的内容の理解度が向上する

現役裁判官や検察・司法省職員などに対し、両法案の方技術的内容を説明する現地セミナーを数回
 行い、将来的に両法案が制定された後の円滑な執行を促す。

ウ 民事訴訟法施行法草案が完成する

同法の草案策定を支援する。活動としては、既に起草を開始している草案の作成および内容説明の
 為の現地ワークショップなどの支援を行う。

エ 民法施行法草案が完成する

同法の草案策定を支援する。活動としては、施行法に關する基礎調査の実施、起草作業計画の作
 成、条文原案の作成および内容説明のための現地ワークショップや日本での研修などの支援を行
 う。

オ 民事訴訟法關連の付属法令草案が完成する

民事訴訟法の運用に必要な付属法令(先方より要望のある執行官法、人事訴訟法)に關する支援を
 行う。活動としては、起草作業計画の策定や、必要に応じた基礎調査の実施、關連情報の提供、条
 文原案の作成および内容説明のためのワークショップや日本での研修などの支援を行う。

カ 民法關連の付属法令草案が完成する

民法の運用に必要な付属法令(先方より要望のある供託法、戸籍登録法)に關する支援を行う。活
 動としては、起草作業計画の策定や、必要に応じた基礎調査の実施、關連情報の提供、条文原案の
 作成および内容説明のためのワークショップや日本での研修などの支援を行う。

(3)投入(インプット)

a)日本側(総額約2.5億円)

長期専門家:

2名(民法及び付属法令立法化支援)

短期専門家:

年間8名程度

本邦研修:

国別研修を想定、年間10名、年2回程度実施(立法化プロセス、付属法令起草支援)

機材供与:

コンピュータ、事務機器及び消耗品等

施設整備:

プロジェクトオフィスの設置

b)相手国側

カウンターパートの配置、建物・施設提供、運営経費など

(4)実施体制

先方実施機関:

司法省 (Ministry of Justice, MOJ)、立法化準備委員会

国内協力機関:

法務省、最高裁、日本弁護士連合会、法学会等

4.評価結果(実施決定理由)

以下の視点からプロジェクトを評価した結果、協力を行うことは必要かつ妥当と判断される。

(1)妥当性

国家開発計画である「第二次社会経済開発計画2001-2005」(SEDP II)において、カンボジアの法の支配と良い統治推進のために、適切な法制度・司法制度の設立及び法曹の育成が最重要開発課題として掲げられている。一方、わが国の対カンボジア支援に対する事業指針においても、同分野支援の優先度は高く、特に、民法・民事訴訟法の草案を日本が起草した経緯もあり、本プロジェクトを日本が実施することは妥当であると判断される。

(2)有効性

民法・民事訴訟法の立法化及び適切な施行を促進するためには、司法・立法関係者が立法化プロセスの段階で関係機関への法案説明及び調整をしていかなければならない。これには、両法案及び関連法令、また、法案に関する高度な理解が要求されるが、これらはプロジェクトの成果としてもたらされる計画になっている。なお、プロジェクト目標については、カ国司法・立法関係者による自律的・継続手続な立法化プロセスが行われているか否かで判断することが可能である。

(3)効率性

立法化準備委員会の委員は、その殆どがフェーズ1のカウンターパートと同じである。彼らは、前フェーズにおける協力を通じ、既に両法案に対する一定の知識を有しているため、両法案の立法化に資する法案説明資料及び付属法令整備などの支援を実施するに際しても、従来と同様の投入であってもより効率的に作業を進めることが期待できる。

(4)インパクト

プロジェクト目標の達成後、自律的かつ継続的な立法化作業への努力を継続することにより、最終的に立法化を達成することが期待される。更に、付属法令が整備され、同時にそうした法令の内容を理解した法曹による実務が行われるようになれば、民事裁判に対する国民、そして外国投資家等の信頼性が高まることが期待できる。国民にとって自国の裁判制度が有益かつ利用しやすいものとなり、その信頼性が向上し、法に基づいた公平な裁判による紛争の解決が促進される。

(5)自立発展性

本プロジェクトのカウンターパートの多くは現職の裁判官であり、彼らが核となって民法・民事訴訟法及び付属法令の内容が司法省職員及び各種レベルの裁判官や検察官に普及されていくことが期待され、協力終了後の持続発展性は高いと判断できる。他方、財政面に関しては、カンボジア側の自助努力を促すのみならず、協力終了後の民法・民事訴訟法及び付属法令の普及を促進すべく、プロジェクト期間中に予算措置を確保していく努力(予算要求への助言、指導など)が必要となってくる。

5.外部要因リスク(外部条件)

政策的要因として、組閣後の法制度整備推進政策の変更、行政的要因として、実施機関であるMOJの全体およびプロジェクト向け予算・人員の削減などが考えられる。また、望むらくは両法案成立までの支援を実施したいが、政府内部および国会における法案審議のスケジュールが現段階で不明であり、プロジェクト期間中に同スケジュールが終了しない可能性があること、また、同プロセスにおいて法案の根幹に関わが行われる可能性が無いとは言えないことから、そうした事態が生じた際には、協力の内容や機関、範囲を見直す必要が生じる可能性がある。

6.今後の評価計画(中間評価、終了時評価の実施時期)

中間評価:

プロジェクト開始後1.5年

終了時評価:

プロジェクト終了時

評価 / 平成16年度 事業事前評価 目次